



I 本編

1 のびのびあおもり子育てプランの概要

1 プラン策定の趣旨

本県の将来を担う子どもたちが、豊かな自然の中で地域の人たちに温かく見守られ、のびのびと心豊かに育つことは、県民すべての願いです。

しかし、急速な少子化の進行は、地域社会の活力低下や若年労働力の減少など、本県の未来社会の発展に重大な影響を及ぼすほか、子ども自身の自主性や社会性を損なうなど、子どもの成長に与える影響も心配されています。

この少子化の流れを変えるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は10年間の集中的・計画的な取組を推進し、「行動計画」を策定することとされました。

本県では、この行動計画として、平成17年2月に、平成21年度までの5か年を計画期間とする「わくわくあおもり子育てプラン（青森県次世代育成支援行動計画）」（前期計画）を策定し、県民の一人ひとりが安心と幸せを実感し、希望と喜びを持って子育てができるように、地域での支え合いを大切にしていくことを計画の基本理念に掲げて、社会全体で次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを総合的に支援するための取組を様々展開してきました。

しかし、本県も含め、我が国の少子化は急激な進行を続け、平成19年12月には国における次世代育成支援の新たな方向性や目標として「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消のために「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていくことが必要であるとされ、本県では、平成22年度から平成26年度までの5か年を計画期間とする「わくわくあおもり子育てプラン（青森県次世代育成支援行動計画）」（後期計画）を策定し、前期計画に引き続き、総合的・包括的な支援をするために様々な取組を行ってきました。

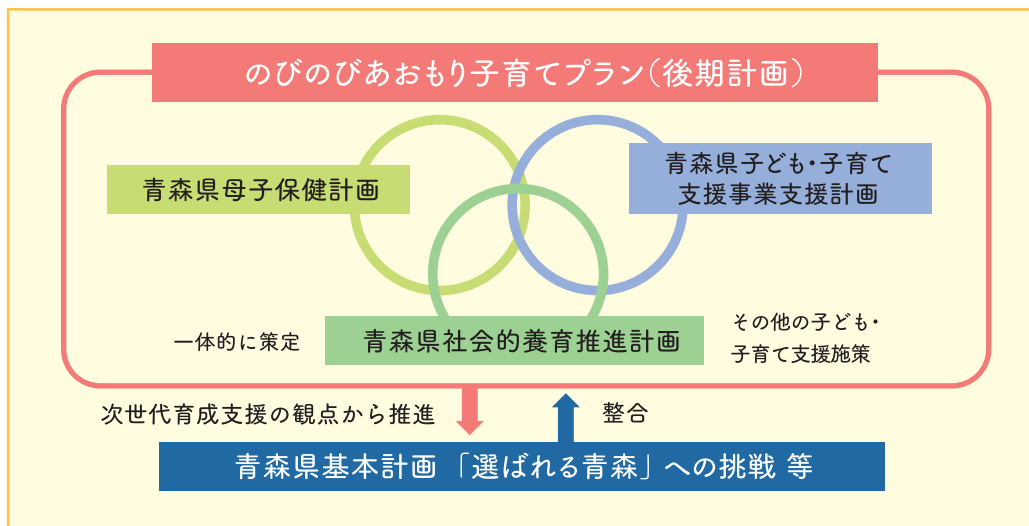
こうした中、平成25年6月には、国において、子育て支援や働き方改革の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産」への取組を加えた「三本の矢」の推進及び「結婚・妊娠・出産・育児」の切れ目のない支援を推進する「少子化危機突破のための緊急対策」が決定されたこと、また、引き続き期限を区切った集中的・計画的な対策の推進・強化のため、平成26年4月に、法律の有効期限を10年間延長する等の改正を行ったことから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする新たな計画「のびのびあおもり子育てプラン（青森県次世代育成支援行動計画）」（前期計画）を策定し、結婚・妊娠・出産・子育てなどの「子ども」を中心に据えた各種施策に取り組んできました。

その後、平成28年には、「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進等が掲げられたことや社会的養育の充実等を内容とした児童福祉法の改正が行われたこと、平成30年の「新・放課後子ども総合プラン」の策定に基づく放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた国の動向を踏まえ、本県では、前期計画を見直し、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする「のびのびあおもり子育てプラン（青森県次世代育成支援行動計画）」（後期計画）を策定しました。

2

プランの性格・位置付け

- (1) このプランは、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づき、本県のすべての子育て家庭を対象に、これから本県が進めていく次世代育成支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。
- (2) このプランは、これまでの本県の次世代育成支援行動計画である「のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画)における取組との継続性を保ちます。
- (3) このプランは、子ども・子育て支援法第62条に基づき策定が義務付けられた「青森県子ども・子育て支援事業支援計画」、国民運動計画である「健やか親子21(第2次)」で示された課題や指標を基本とした「青森県母子保健計画」及び「青森県社会的養育推進計画」と一体的に策定しています。
- (4) このプランは、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」、「青森県地域福祉支援計画」、「青森県障害福祉サービス実施計画」及び「青森県子どもの貧困対策推進計画」の実現を次世代育成支援の視点から推進する計画として位置付けています。



3

プランの役割

このプランは、行政だけでなく、事業者、県民の方々がそれぞれの立場で取り組むための指針として策定されています。

- ・ 県は、計画の総合的かつ効果的な推進に努めます。
- ・ 市町村に対しては、計画に沿って、県との一体的な取組を期待します。
- ・ 国に対しては、地方公共団体との連携の下、計画が示す施策について、必要な措置と事業の推進を期待します。
- ・ 事業者には、雇用する労働者が、家庭と仕事との両立が図られるよう雇用環境の整備に努め、計画の推進に協力することを期待します。
- ・ 県民の皆様には、計画の内容について理解と協力を得るとともに、自主的、積極的な活動を期待します。



4

プランの期間

改正次世代育成支援対策推進法では、平成27年度を初年度とし、令和6年度を最終年とする10か年計画を立てることとしています。

本計画は、平成27年度から令和元年度までの前期5か年を第1期とする前期計画を令和元年度に見直し、令和2年度からの後期5か年を第2期とする後期計画として定めるものです。

なお、「青森県社会的養育推進計画」については、令和2年度を始期とした10年間の計画とし、その期間を5年ごと（前期・後期）に区分することとされており、本計画は前期計画となります。

今後、様々な状況の変化などにより見直しの必要性が生じた場合には、適宜、見直しを行います。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
前期計画期間									
				見直し	後期計画期間				
						必要に応じて適宜見直し			

5

プランの進行管理

このプランの推進に当たっては、子育てに関連する多くの分野と連携を図りながら取り組むことが必要とされます。

そのため、知事を本部長とする「青森県子ども・子育て支援推進本部」において、全庁的な体制の下、部局横断的に、各年度において実施状況を一括して把握・点検するとともに、子育てに関する団体や民間の有識者等で構成する「青森県子ども・子育て支援推進会議」と連携しながら、その後の対策を検討します。

また、毎年少なくとも一回、このプランの実施状況等をホームページに掲載して公表するとともに、県民の皆様様の御意見をいただきながら、その後の対策の実施やプランの見直しなどに反映させて進行管理を行います。